第3章 都市基盤

～快適な都市空間を形成するまちをめざして～

第3章　都市基盤　～快適な都市空間を形成するまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
都市基盤　～快適な都市空間を形成するまちをめざして～	1	地域の拠点を核としたまちづくりの推進	23	都市機能の向上	(1)	中枢拠点の整備
					(2)	地域拠点の整備
					(3)	各地域の整備
			24	道路ネットワークの構築	(1)	都市計画道路の整備
					(2)	都市計画道路などを補完する一般市道の整備
			25	公共交通の充実	(1)	鉄道輸送の利便性の向上
					(2)	バス輸送の利便性の向上
					(3)	新たな公共交通等の推進
			26	計画的な土地利用転換	(1)	中枢拠点の拡充に向けた土地利用転換の推進
					(2)	工業系の土地利用転換の推進
	2	安全で快適なまちづくりの推進	27	住みよいまちづくりの推進	(1)	市民や事業者などと進める都市（まち）づくり
					(2)	住宅団地などの適正管理の促進
					(3)	都市景観の形成、保全
					(4)	良質な宅地開発・建築の誘導
			28	安全で快適な道路環境の保全	(1)	道路の安全性の確保
					(2)	歩行者や自転車の通行空間の確保
					(3)	放置自転車対策の推進
			29	雨水対策の推進	(1)	雨水の流出抑制と有効活用
					(2)	河川などのいっ水防止
			30	公園整備・都市緑化の推進	(1)	公園の整備と管理の充実
					(2)	河川敷の有効活用
					(3)	市街地の適切な緑化の推進
	3	水道・下水道の整備	31	水道水の安定供給	(1)	安全で良質な水の供給
					(2)	安定的な給水体制の確立
					(3)	経営基盤の強化
			32	公共下水道の整備	(1)	汚水管、雨水管整備の推進
					(2)	持続的な施設機能の維持
					(3)	経営基盤の強化

施策23 都市機能の向上

施策の目指す姿

駅の周辺地区に、住宅や商業・業務機能などが集積することにより、まちが活性化し、市民が安全で利便性のよい生活を送っています。また、各地域では、人口減少や高齢化が進行するなかにあっても、地域コミュニティ機能が持続するとともに、日常の商業・福祉などの生活サービスが提供されています。

施策の現状

本市では、狭山市駅周辺地区を市の中枢拠点とし、また、入曽駅、新狭山駅、稲荷山公園駅の周辺地区を地域拠点として位置付け、それぞれの地域にふさわしい基盤整備や地域環境の向上に取り組んでいます。

狭山市駅西口周辺地区については、市街地再開発事業などの整備により、駅前広場や市民広場などが完成し、狭山市駅周辺の活性化とにぎわいづくりに寄与しています。

狭山市駅東口地区については、土地区画整理事業が完了し、新たな土地利用により駅周辺の更なる活性化が進んでいます。

入曽駅周辺地区については、入間小学校跡地及び取得した土地等の有効利用を図りながら、入曽駅周辺における交通対策などの地域課題を解決していくため、平成30年4月に入曽駅周辺整備事業の基本計画を策定し、駅周辺の整備に取り組んでいます。

稲荷山公園駅周辺地区については、博物館などの公共施設が整備されていますが、残された国有地についても、稲荷山公園駅周辺基地跡地利用計画に基づき、検討を進めており、平成29年度に稲荷山公園東側の留保地の一部（1.2ha）を取得しました。

新狭山駅周辺地区については、土地区画整理事業や都市計画道路整備などにより市街地の基盤が整っています。

また、駅周辺以外の地域においては、各地区センター等が地域住民の交流などの場になっており、各種店舗などの立地により、地区住民の日常生活における利便性の向上が図られています。

施策の課題

●人口減少や高齢社会に対応したまちづくりを進めていくことが必要です。

主なとりくみ

(1)中枢拠点の整備

●狭山市駅西口周辺地区については、更に安全で利便性が高くにぎわいのある中心市街地の形成を実現するため、狭山市駅周辺地区から入間川に至る空間を連続的に捉え、回遊性のある都市空間の形成を推進します。

●狭山市駅周辺の土地利用転換構想地区については、駅から徒歩圏内である立地を活かして、本市の中枢拠点整備を拡充していく上での土地利用転換を推進します。

(2)地域拠点の整備

●入曽駅周辺地区については、現在進めている入曽駅周辺整備事業を完成させ、市南部の地域拠点として安全で利便性の高いまちづくりを推進します。

●稲荷山公園駅周辺については、稲荷山公園駅周辺基地跡地利用計画に基づき、基地跡地の有効活用や道路整備などを進め、都市機能を高めます。

●新狭山駅周辺地区については、良好な都市環境の維持保全に努めます。

(3)各地域の整備

●駅周辺以外の各地域については、地域の特性を活かしながら、そこに居住する市民の日常生活が健全に営まれるように、コミュニティの維持保全に努めます。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
狭山市駅周辺における5階建て以上の建築物の着工件数（入間川1・2・3丁目、祇園における着工件数）（平成26年度以降の累計）	**12件**	**24件**

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●狭山市駅周辺地区の公共公益施設を有効に活用しましょう。

●駅を中心としたまちづくりへの理解を深めましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策24 道路ネットワークの構築

施策の目指す姿

駅などの拠点を結ぶ道路ネットワークの構築により、本市の拠点間の交通の利便性の向上と安全性が確保されています。

施策の現状

本市の都市計画道路については、平成29年度に狭山市駅上諏訪線が開通したことにより、鵜ノ木方面から狭山市駅へのアクセスが向上しています。これに続く都市計画道路として、狭山市駅加佐志線、笹井柏原線の整備が進められており、さらに、狭山市駅東口土地区画整理事業による整備効果を高めるため、狭山市駅加佐志線に繋がる路線の整備についても、事業化に向けて取り組んでいます。

その他の都市計画道路では、令和元年度に東京狭山線が全線開通し、道路ネットワークを形成する主要な幹線道路の整備が推進されています。

施策の課題

●道路ネットワークを構築するため、都市計画道路などの整備の推進が必要です。また、都市計画道路や拠点へのアクセスを向上させるため、一般市道の整備も必要です。

主なとりくみ

(1)都市計画道路の整備

●狭山都市計画道路整備計画に基づき、狭山市駅加佐志線、笹井柏原線の整備を推進して周辺地域の土地区画整理事業の整備効果を高めるとともに、同計画の見直しを見据え、土地利用転換構想の推進に寄与する路線の更なる整備に取り組み、道路ネットワークの構築を推進します。

●県が整備の主体となる都市計画道路については、市が整備する都市計画道路の施行に併せた道路ネットワークの形成について連携して取り組んでいきます。

(2)都市計画道路などを補完する一般市道の整備

●都市計画道路を補完する一般市道や駅などの拠点に繋がる路線については、拡幅などの整備を推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
都市計画道路の整備率 （規格整備延長÷計画延長 63,525m）（累計）	69.7%	73.4%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●道路整備の効果への理解を深めましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

狭山市駅上諏訪線の開通（平成30年3月）

施策25 公共交通の充実

施策の目指す姿

鉄道やバスなどの公共交通の充実により、だれもが移動しやすい交通手段が確保され、交通の利便性が向上しています。

施策の現状

本市の鉄道輸送については、西武新宿線及び西武池袋線の2路線が運行しており、一部の区間で未整備となっている複線化の整備や他線への乗り継ぎ改善による利用者の利便性の向上について、関係機関に要請しています。

他方、市内の移動は、路線バスと、それを補完する市内循環バスが運行していますが、一部にバス路線の不便な地域が残されています。

路線バスについては、路線の新設や既存路線の増便、運行時間の延長などを関係機関に要請しています。

市内循環バスについては、利用動向の調査や地域住民の意向などを踏まえつつ、地域公共交通会議※1で協議しながら、運行形態やルートの見直しを行っており、現在、入間市への乗り入れを実施していますが、更なる近隣市への乗り入れについて、検討を進めています。

さらに、地域の交通事情等を調査･分析し、それぞれの地域の実態や住民ニーズを踏まえた地域コミュニティ交通としての新たな手法や交通手段等についての調査・検討を進めています。

施策の課題

●市民の円滑な交通移動手段の向上のため、公共交通の充実が必要です。

※1 地域公共交通会議とは

地域住民、運送事業者、運送事業者が組織する団体、運転者の団体、関東運輸局の代表者などで構成され、狭山市が主宰する道路運送法の規定に基づく会議のこと。地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる市内循環バス等の運行形態、運行ルートや新たな公共交通等の導入について協議する。

主なとりくみ

(1)鉄道輸送の利便性の向上

●関係機関に対し、鉄道輸送力の強化、他線への乗り継ぎ改善や駅施設の改善を引き続き要請します。

(2)バス輸送の利便性の向上

●関係機関に対し、道路整備等によるバス路線の新設や既存バス路線の適正な運行について要請します。

●市内循環バスについては、定期的に利用者動向などを調査しながら、地域公共交通会議の協議を経て、地域の実情に即した運行形態の実現に向けて取り組みます。また、近隣自治体との相互乗り入れなどの更なる広域連携についても推進します。

(3)新たな公共交通等の推進

●既存の交通事業者と連携し、地域の特性に応じた利便性が高く効果的な公共交通等の導入を推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
市内循環バスの利用者数	69,493人	72,000人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●公共交通を積極的に利用しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策26 計画的な土地利用転換

施策の目指す姿

土地利用転換構想地区においては、都市基盤の整備により、企業の立地が進んでいます。また、企業の立地などに向けた開発への取り組みが具体的に進んでいます。

施策の現状

企業立地を促進するため、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジ周辺地域などについては、狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づいて、産業系の区域を指定するとともに、狭山工業団地を東西に拡張した柏原鳥之上地区と上広瀬西久保地区については、市街化区域への編入が行われ、新たな工業・流通拠点の整備が進んでいます。

狭山市駅東口土地区画整理事業区域に隣接する入間川地区については、狭山市駅から徒歩圏内であることから、都市計画道路の整備とともに、本市の中枢拠点にふさわしい土地利用が期待されています。また、国道16号及び中心市街地に隣接する地区についても同様に、本市の中枢拠点にふさわしい土地利用が期待されており、平成29年11月には地域医療支援病院が立地しました。

施策の課題

- 市街化調整区域の見直しなどにより、商業や医療をはじめとする都市機能や産業系機能への土地利用の転換が必要です。

主なとりくみ

(1)中枢拠点の拡充に向けた土地利用転換の推進

- 中枢拠点の一部である狭山市駅東口土地区画整理事業区域及び国道16号に隣接する入間川地区では、その立地特性を活かし、都市計画道路の整備に併せ、農地や自然環境にも配慮しながら、主に、商業、医療、福祉などの都市機能の立地による中枢拠点の拡充形成を推進します。
- 中枢拠点の東側に隣接する入間川地区では、都市計画道路の整備に併せ産業系機能などを視野に入れた土地利用転換を推進します。

(2) 工業系の土地利用の転換の推進

●首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジ周辺地域は、その立地特性を活かし、狭山工業団地の東西への拡張に続き、更なる工業系の土地利用転換を推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
土地利用転換構想地区における整備面積 （平成26年度以降の累計）	24ha	34ha

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●地域のまちづくりや土地利用のあり方などへの理解を深めましょう。
●本市への新規企業立地及び市内企業の市内での既存施設の拡張を検討しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール8　働きがいも経済成長も
●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

上広瀬西久保地区（市街化区域への編入）

施策27 住みよいまちづくりの推進

施策の目指す姿

市民や事業者などの理解と協力により、安全で利便性の高い、良好な景観を備えたまちづくりが進んでいます。

また、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす空き家が減少し、市民が安全で安心して暮らせる環境が保たれています。

施策の現状

本市では、狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や第2次狭山市都市計画マスタープランに基づき、快適で活力のあるまちづくりを進めています。

昭和40年代から50年代に開発された住宅団地などでは、住宅の老朽化が進むとともに核家族化や人口減少などに伴い、適切に管理されていない空き家が増え、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、市内の実態把握を行うとともに、関係部局が連携し、空き家の所有者に対して適切な管理を促しています。

良好な景観を保全するため、埼玉県景観条例により、一定規模を超える建築物に係る色彩などについて、市内全域が届出の必要な地域になっています。

施策の課題

●まちづくりへの市民の理解と協力とともに、良好な都市環境の形成が必要です。

主なとりくみ

(1)市民や事業者などと進める都市(まち)づくり

●第2次狭山市都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進します。

(2)住宅団地などの適正管理の促進

●周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家について、狭山市空家等対策計画に基づき、特定空家等の発生を未然に防止する対策を行うとともに、不動産関係団体などの協力を得て、空き家の適正管理や利活用を促進します。

●マンション管理相談会やマンション管理セミナーなどの実施により老朽マンションの適正な管理を促進します。

(3)都市景観の形成、保全

●駅前広場や大規模公園、公共施設などは、景観に配慮し、良好な都市景観を形成します。

●市民と行政が協働して、地域景観に配慮した屋外広告物の設置などを適正に誘導します。

(4)良質な宅地開発・建築の誘導

●地域の特性に応じた環境、景観の形成に向けて、市民の理解と協力のもとに、地区計画や建築協定などの活用により、良好な環境の整備や保全を促進します。

●都市計画法や狭山市宅地等の開発に関する指導要綱に基づき、開発行為の適正な指導や誘導を行い、良好な環境の備った市街地の形成を促進します。

●長期優良住宅などの、耐久性や省エネルギー性能を持つ住宅建設の促進に向けた啓発を行います。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
地区計画の指定地区数（平成6年度以降の累計）	6地区	8地区
このまま放置すると特定空家等※1となりうる可能性が高い空き家等の解消件数	5件	7件
空き家の発生を予防する市民啓発活動の参加者数	46人	60人

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●地域のまちづくりに関する理解を深めましょう。

●空き家の所有者は、空き家を適正に管理しましょう。

●近隣の空き家に関する情報を市に連絡しましょう。

●良好な市街地の形成に向け、地区計画や建築協定などを活用しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール7　エネルギーをみんなに　そしてクリーンに

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

※1 特定空家等とは
そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれがある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。

施策28 安全で快適な道路環境の保全

施策の目指す姿

道路の効率的な維持管理により、車両や歩行者の通行の安全性や快適性が向上しています。また、放置自転車対策などにより、良好な道路環境が確保されています。

施策の現状

道路の保全については、安全性や利便性の向上を目的として取り組んでおり、そのなかで、歩行空間を確保するため、交差点の改良に併せ、通学路などに指定されている歩道を整備しています。

市民生活に欠くことのできない道路や橋りょうの維持修繕については、今後、老朽化が進むことにより多額の費用を必要とするため、予防保全型工事により長期的なコストを抑えた計画的な運用に努めています。

道路環境については、道路パトロールを実施し、不具合箇所の早期発見・早期修繕に努めるとともに、電柱などに貼られている違反広告物を除却し、景観の美化にも努めています。

放置自転車対策については、市内4駅周辺に市営自転車駐車場を設置するとともに、各駅周辺に指導員を配置し、自転車の駐車指導や誘導を実施しています。

施策の課題

●道路の安全性の確保や道路環境の保全、歩行者や自転車の通行空間の確保、放置自転車対策とともに、老朽化が進む道路の効率的な維持管理が必要です。

主なとりくみ

(1)道路の安全性の確保

●歩道の整備や交差点の改良工事を推進します。

●都市計画道路や緊急輸送道路などの重要な路線を定期的に調査・点検を行い、計画的な修繕を推進します。また、橋りょうの長寿命化事業を推進します。

●生活道路の不具合箇所について、市民からの情報提供や日常的なパトロールの実施より、早期修繕を行うとともに、良好な道路環境の保全と通行者などの危険防止のため、違反広告物を除却します。

(2) 歩行者や自転車の通行空間の確保

●歩行者や自転車の通行の安全性及び利便性を確保するため、歩道や歩行者のたまり空間などを整備するとともに、自転車通行空間の整備を推進します。また、都市景観に配慮し、歩道における緑の保全を図ります。

(3) 放置自転車対策の推進

●自転車の放置に対する駐車指導や誘導の実施により、市営自転車駐車場の環境を保全し、放置自転車対策を推進します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
舗装の修繕工事の延長	12,121m （平成28年度から令和元年度の累計）	16,000m （令和3年度から令和7年度の累計）

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●生活道路や歩道の破損・不具合箇所を発見したときは関係機関へ連絡しましょう。

●道路の清掃活動に協力しましょう。

●自転車駐車場の有効利用などにより、自転車を放置しないようにしましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策29 雨水対策の推進

施策の目指す姿

河川や水路の改修や雨水の流出抑制により、いっ水被害が解消され、安全で快適な環境が確保されています。

施策の現状

本市では、近年の気候変動に伴う、集中豪雨や大型台風などによるいっ水被害を抑止するため、入間川や不老川においては、河川管理者である県に改修の要望をするとともに、市で管理する河川や水路の改修を進めています。

また、宅地化に伴う雨水の浸透能力の低下により、河川や水路への負担が増大し、冠水被害もみられることから、雨水の貯留・浸透施設の普及を進めています。

施策の課題

●宅地化の進展により雨水の浸透能力が低下しているため、貯留や浸透施設の普及が必要です。また、降雨時の河川などのいっ水防止のため、河川や水路の流下能力の向上が必要です。

主なとりくみ

(1)雨水の流出抑制と有効活用

●民間開発にあたっては、雨水の流出抑制に関する指導を実施します。

●雨水の有効活用を実現するためにも、雨水の貯留・浸透施設の設置を促進します。

(2)河川などのいっ水防止

●市で管理する河川や水路の改修を実施するとともに、調整池などの整備を推進します。

●県で管理する入間川や不老川の改修や調節機能の向上については、流域市町と連携し、関係機関へ要請します。また、関係部局と連携していっ水被害などの緩和を目指します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
雨水貯留施設の設置数（平成12年度以降の累計）	**285基**	**428基**
雨水浸透施設の設置数（平成12年度以降の累計）	**503基**	**651基**
水路の改修済延長（累計）	**2,113m**	**2,323m**

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●事業者などは雨水流出抑制への理解を深め、協力しましょう。
●雨水を宅地で処理するため、雨水貯留・浸透施設を設置しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう
●ゴール11　住み続けられるまちづくりを
●ゴール13　気候変動に具体的な対策を
●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策30 公園整備・都市緑化の推進

施策の目指す姿

市民のだれもが安全に利用できる公園が適正に配置され、また、魅力ある緑地が形成されています。

施策の現状

本市では、都市公園のうち智光山公園をはじめとする比較的規模の大きな総合公園※1や入間川河川敷を有効活用した公園などを整備し、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として利用されています。

公園については、地域に応じた適正配置が求められています。既存公園では遊具や外柵、トイレなど、公園施設の多くが老朽化による更新時期を迎えています。

河川敷については、有効活用や治水の安全を推進するため、低水護岸の未整備箇所の整備促進を管理者である県に働きかけています。

都市緑化については、樹木の保全や生け垣に対する補助金などにより、宅地の緑化を促進するとともに、開発事業においては、適切な緑地の確保促進に努めています。

施策の課題

●公園の適正な配置や緑地の適切な確保とともに、既存公園においては遊具などの適切な管理が必要です。また、貴重な自然資源である入間川の河川敷を市民の憩いの場として有効活用するための更なる取り組みが必要です。

※1 総合公園とは
都市公園のうち、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的とする公園のことで、本市においては、智光山公園、堀兼・上赤坂公園、狭山稲荷山公園が該当する。

※2 アダプトプログラムとは
市民や企業が行政と役割分担を協議して合意を交わし、道路や河川など公共の場所の一定区間における美化活動を継続的に進める制度のこと。

※3 生態系とは
ある地域に生息する生物群集(植物、動物、微生物)とそれらを取り巻く大気、水、土などの環境を合わせた、ひとつの統合した系(システム)のこと。

主なとりくみ

(1)公園の整備と管理の充実

●市民の身近な憩いの場や、子どもの安全な遊び場、また、災害時には緊急避難場所となる公園の整備を図ります。

●公園遊具やトイレなどのリニューアルにより、公園の適正な管理を進めます。また、アダプトプログラム※2 の導入をはじめとした、市民や団体等との協働による公園の維持管理手法についても検討します。

(2)河川敷の有効活用

●入間川の河川敷は、都市に残された貴重な自然資源であり、生態系※3 に配慮し多くの市民が憩える利用環境の整備を進めます。

(3)市街地の適切な緑化の推進

●樹木の保全、生け垣の設置補助金などにより、市街地における緑化を推進します。さらには、開発事業による新たな土地利用に際しては、緑化を指導します。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
智光山公園こども動物園の入園者数	236,200人	260,000人
団体などによって管理されている公園緑地のか所数	114か所	119か所

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●自治会や団体による公園管理に協力しましょう。

●公園は、多くの市民の憩いの場であるため、利用ルールを守りましょう。

●緑化などの活動に携わるとともに、生け垣の設置を促進しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール15　陸の豊かさも守ろう

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

施策31 水道水の安定供給

施策の目指す姿

災害に強い給水体制が整備され、安全で安心な水がいつでも供給されています。

施策の現状

本市の水道事業においては、市民生活に欠くことのできない水道水の安全性を確保するため、水質管理体制を整備し、安全で良質な水道水を供給しています。

人口減少や節水意識の高まりなどにより料金収入が減少傾向にあるなかで、サービスの提供を安定的に継続できるようにした中長期的な計画の策定や業務の効率化による支出の削減に努めるとともに、お客様サービスセンターの開設などにより、利用者サービスの向上を図っています。

浄水場、配水場及び管路などについては、耐震化及び更新、改修を計画的に推進しています。

浄水場、配水場は、稲荷山配水場の更新工事を実施し、耐震化を図りました。引き続き、鵜ノ木浄水場等の耐震改修工事を実施し、耐震化を推進します。

施策の課題

●水道施設の更新・耐震化を進めるとともに、災害などへ対応するための危機管理体制の強化が必要です。また、将来にわたり事業を安定的に継続するため、業務の効率化や計画的な財源確保による経営基盤の強化が必要です。

主なとりくみ

(1)安全で良質な水の供給

●適切な浄水処理と水質検査を通じて、水道水の安全性を確保していきます。

(2)安定的な給水体制の確立

●水需要の動向を見極めながら、水道施設の適切な能力を確保します。

●県営水道に対して安定した県水の供給を要請するとともに、自己水源の確保に努めます。

●重要な施設である浄水場や配水場、基幹管路の耐震化や老朽化した管路などの更新・改修を計画的に推進します。

●災害などに備え、応急給水用の施設や機械器具の適正な管理を行うとともに、市民との協働による応急給水訓練などの防災訓練を実施します。

(3)経営基盤の強化

●漏水調査や老朽管の更新を推進し、有収率※1の向上を図るとともに、料金収納率を高め、安定かつ健全な経営に努めます。

施策の成果目標

項　目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
配水池の耐震化率（耐震化されている配水池の有効容量÷全ての配水池の有効容量）	78.4%	100%
有収率（年間有収水量÷年間配水量）	92.4%	95.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●水資源に限りがあることを理解し、適切な節水を心がけましょう。

●災害時には、地域で協働して応急給水体制を推進しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール6　安全な水とトイレを世界中に

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう

※1 **有収率とは**
配水場から送られた水量と、各家庭や工場で実際に使用され、水道料金収入の対象となった水量との比率のこと。

施策32 公共下水道の整備

施策の目指す姿

公共下水道の整備と適切な維持管理により、快適で安全・安心な生活環境が形成されるとともに、河川などの水質が保全されています。

施策の現状

本市の公共下水道は、平成27年度から市街化調整区域第4期整備事業に着手し、汚水管整備を推進するとともに、令和元年度から不老川雨水管整備事業に着手し、入曽駅周辺区域の雨水管整備を推進しています。未水洗化世帯に対しては、個別指導を行うなど、水洗化促進の強化に取り組んでいます。

老朽化が進む下水道施設については、管路の更生等により地下水の侵入を防ぐとともに、長寿命化及び地震対策を推進しています。

人口減少などによる水需要の減少から、十分な収益が確保できないなか、中長期的な計画の策定による事業費の平準化や受益者負担の適正化を図るなど、経営基盤の強化に取り組んでいます。

下水道施設は、市民生活にとって重要なライフラインであり、災害時に施設機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることから、下水道事業の業務継続計画※1（下水道BCP）を策定しています。

また、災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定を埼玉県内の関係団体と締結し、災害に備えた危機管理体制の強化に取り組んでいます。

施策の課題

●公共下水道の計画的な整備と下水道施設の老朽化対策及び地震対策を講じるとともに、災害などへの危機管理体制を強化する必要があります。また、将来にわたり下水道事業を安定的に継続するため、収支の均衡に向けた財源確保や人口減少社会に向けたまちづくりの動向を見据えた下水道事業の運営を展開することが必要です。

※1 業務継続計画とは
災害時などの資源が制約される状況下であっても、行政が災害対応などの業務を十分に果たせるように作成した計画のこと。

※2 有収率とは
下水処理場で処理された汚水量と、各家庭や工場から実際に排水され、下水道使用料収入の対象となった汚水量との比率のこと。

主なとりくみ

(1)汚水管、雨水管整備の推進

●河川などの水質を保全するため、市街化調整区域第4期整備事業として、市街化調整区域における汚水管整備を推進します。

●浸水被害の軽減と解消を目指して、入曽駅周辺区域の雨水管の整備を推進します。

(2)持続的な施設機能の維持

●老朽化した下水道施設の更生等を計画的に実施し、長寿命化及び耐震化を図ります。

●災害に備え、業務を継続していく訓練等を実施し、危機管理体制の強化を図ります。

(3)経営基盤の強化

●不明水対策を推進し有収率※2の向上を図るとともに、未接続世帯に対する個別指導などにより水洗化の促進を図ります。

●将来にわたり持続可能な下水道事業を運営するために、受益者負担の適正化や人口減少社会等を見据えた計画区域の見直しを図り、安定かつ健全な経営に取り組みます。

施策の成果目標

項　目	実績値 令和元年度	目標値 令和7年度
市街化調整区域第4期整備事業の普及率 （第4期整備事業の供用開始区域内人口÷計画区域内人口）（累計）	59.3%	100%
有収率（年間有収水量÷年間汚水処理量）	77.5%	85.0%

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

●公共下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。

関連するSDGsのゴール

●ゴール6　安全な水とトイレを世界中に

●ゴール9　産業と技術革新の基盤をつくろう

●ゴール11　住み続けられるまちづくりを

●ゴール17　パートナーシップで目標を達成しよう